平成２３年（フ）第１２９号
千葉県松戸市和名ケ谷948番地の８　ウィズ松戸見晴らしの丘509号
債務者　石川登喜子
1　決定年月日時　平成23年３月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月12日まで　千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２３年（フ）第１３４号
千葉県松戸市高塚新田631番地
債務者　湯前　　壽
1　決定年月日時　平成23年３月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月12日まで　千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２３年（フ）第１３５号
千葉県柏市豊四季232番地の16
債務者　菅原栄司朗
1　決定年月日時　平成23年３月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月12日まで　千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２３年（フ）第１３６号
千葉県柏市豊四季232番地の16
債務者　菅原正司朗
1　決定年月日時　平成23年３月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月12日まで　千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２３年（フ）第１３９号
千葉県鎌ケ谷市初富本町２丁目３番20―302号
債務者　山口　恵美
1　決定年月日時　平成23年３月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月12日まで　千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２３年（フ）第１４０号
千葉県松戸市千駄堀1453番地の109　プチメゾン八柱101号
債務者　芦田　恵子
1　決定年月日時　平成23年３月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月12日まで　千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２３年（フ）第１４５号
千葉県柏市塚崎691番地12
債務者　大貫由希恵（旧姓二宮）
1　決定年月日時　平成23年３月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月12日まで　千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２３年（フ）第４５号
和歌山市中之島1836番地　エスティ中之島305号
債務者　輕木久美子（旧姓松島）
1　決定年月日時　平成23年３月10日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月12日まで　和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２３年（フ）第４６号
和歌山市大谷246番地の29
債務者　橋﨑　定男
1　決定年月日時　平成23年３月10日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月12日まで　和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２３年（フ）第７９号
和歌山県海南市日方862番地３
債務者　尾﨑　　馨
1　決定年月日時　平成23年３月10日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月12日まで　和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２３年（フ）第８１号
和歌山市加太239番地
債務者　鳥海　茂雄
1　決定年月日時　平成23年３月10日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月12日まで　和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２３年（フ）第８５号
和歌山県岩出市根来177番地の６
債務者　宮本　明己
1　決定年月日時　平成23年３月10日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月12日まで　和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２３年（フ）第８６号
和歌山市西高松２丁目４番34号
債務者　松田　直人
1　決定年月日時　平成23年３月10日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月12日まで　和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２３年（フ）第８７号
和歌山市西高松２丁目４番34号
債務者　松田　由美
1　決定年月日時　平成23年３月10日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月12日まで　和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２３年（フ）第８９号
和歌山市出島270―１　彩城A106号、住民票上の住所和歌山市秋月98番地の14
債務者　酒井　香織
1　決定年月日時　平成23年３月10日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月12日まで　和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２３年（フ）第９０号
和歌山県紀の川市北大井529番地13
債務者　やぶ庄こと　**藪**　　捨治
1　決定年月日時　平成23年３月10日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月12日まで　和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２３年（フ）第９１号
和歌山県紀の川市北大井529番地13
債務者　**藪**　　清美
1　決定年月日時　平成23年３月10日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月12日まで　和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２３年（フ）第９３号
和歌山県岩出市金池424番地の２
債務者　大浦ニットこと　岩橋こずゑ（旧姓大浦）
1　決定年月日時　平成23年３月10日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月12日まで　和歌山地方裁判所民事部破産再生係